

甲府市一般廃棄物処理基本計画 - 概要版 -

1 計画策定の趣旨

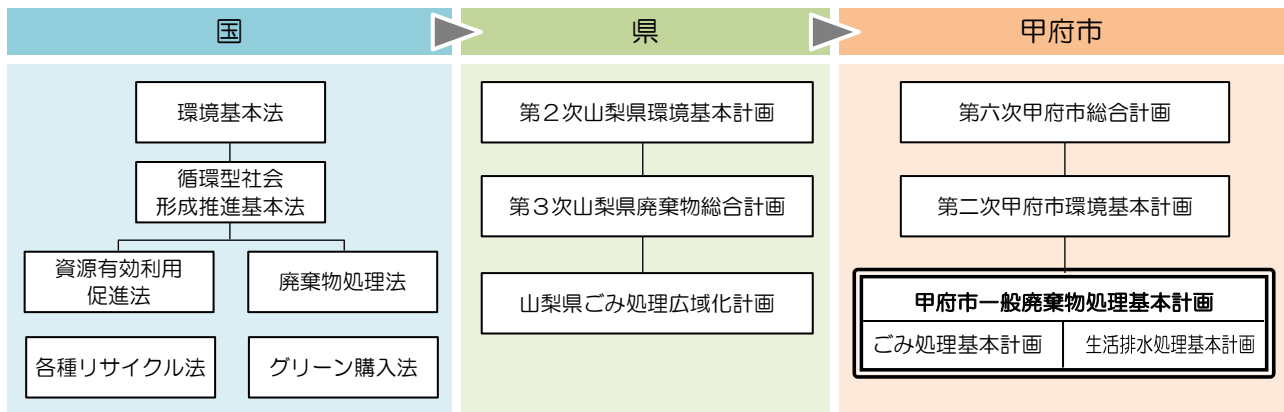
計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）は、市町村が長期的・総合的視点に立って、将来にわたり適正かつ計画的に一般廃棄物の処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）により定めるものとされています。

令和2年度は、現行の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成26年3月）」及び「生活排水処理基本計画（平成18年2月）」の最終年にあたることから、本市の現状を把握し、これまでの取り組みを評価するとともに、国及び県の方針や各種計画などを踏まえ、新たに「甲府市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は「廃棄物処理法」に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と連動した計画としております。



計画目標年次

本計画は、初年度を令和3年度、計画目標年次を令和12年度とした10年間計画とします。なお、社会情勢の変化や関係法令・上位計画との整合性等を勘案し、5年後の令和7年度を中間目標年度（ごみ処理基本計画）に設定し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

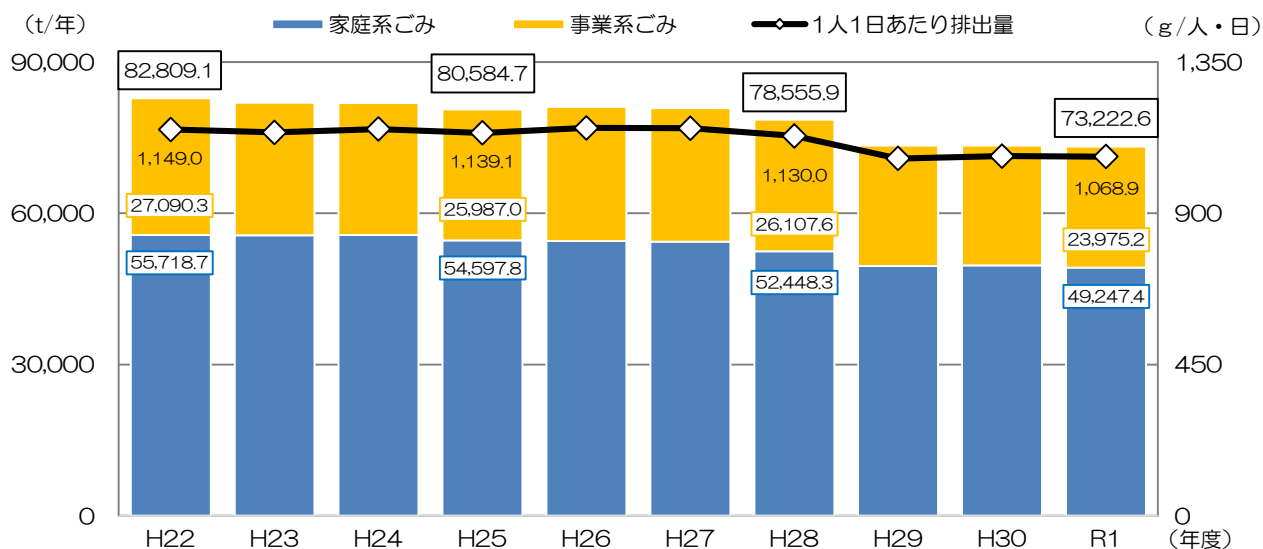
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画期間	初年度				中間目標年度 (ごみ)					目標年度

2 ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

■ごみ排出量

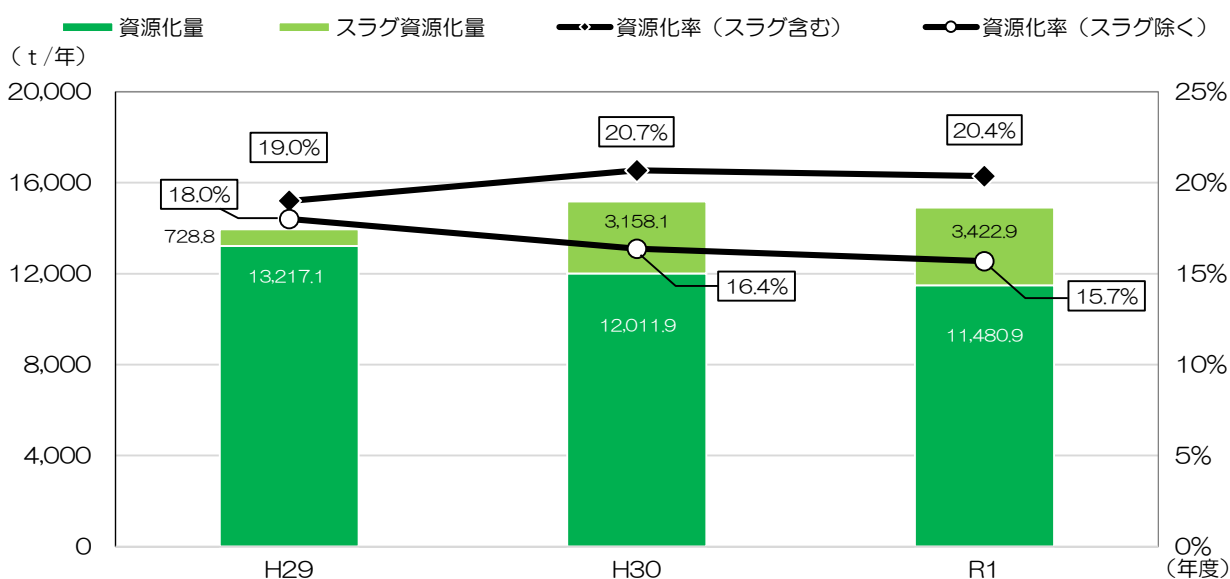
令和元年度の総排出量実績値は 73,222.6t であり、平成 22 年度以降は減少の傾向にあります。また、1 人 1 日あたり排出量は 1,068.9g であり、同様に減少を続けています。



※ 四捨五入の関係で、グラフ内の数値の合計が一致しないことがある。

■資源化率

甲府・峡東クリーンセンターが稼働を開始した平成 29 年度については、資源化率は 19.0%でしたが、平成 30 年度以降は、スラグ資源化量が増えたことで 20%以上となっています。



■ 前回計画目標値の達成状況

一般廃棄物の総排出量は目標を達成しているものの、資源化率は 6.7 ポイント、最終処分率は 0.4 ポイント達成していません。

	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和1年度)	目標達成状況
総排出量	78,006 t	73,222.6 t	達成
資源化率	27.1%以上	20.4%	未達成
最終処分率	3.3%以下	3.7%	未達成

■ ごみ処理の課題

○発生抑制の推進

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、1人1日あたりのごみ排出量の更なる削減が求められます。今後も、生ごみに大量に含まれている水分を減少させるための水切りの徹底や、生ごみの堆肥化を促進する「EMぼかし」、「しんぶんコンポスト」など、ごみの発生抑制に向けた施策を展開していく必要があります。

○資源化率の向上

資源化率の向上のため、ごみの排出段階における、資源可能なプラスチック製容器包装やミックスペーパー等の分別排出の徹底や、生ごみの水分量を減らす取り組みにより、ごみ重量の削減を推進する必要があります。

ごみ処理基本計画

■ 基本理念

みんなで取り組む3Rのまち 甲府

～ごみの発生抑制と環境負荷の低減～

ごみ排出量の削減を徹底することは、限りある資源の使用の削減に繋がり、さらに、ごみ処理に関する環境負荷も低減できます。

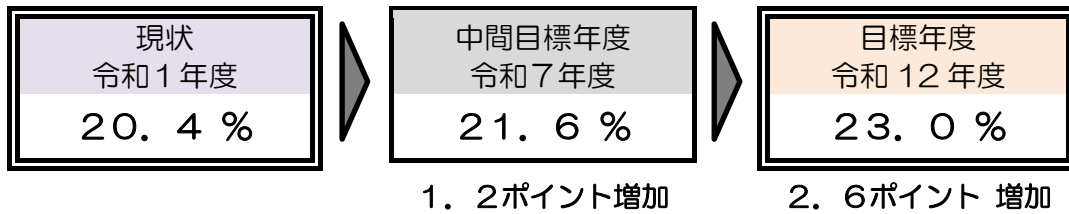
本計画では、国が推進する「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」のなかで最も重要であるリデュース（発生抑制）に重きを置き、持続可能な循環型社会の構築に取り組むことを目指した基本理念を定めます。

■ 数値目標

目標1 ごみ総排出量・・・令和12年度までに 14.6%削減

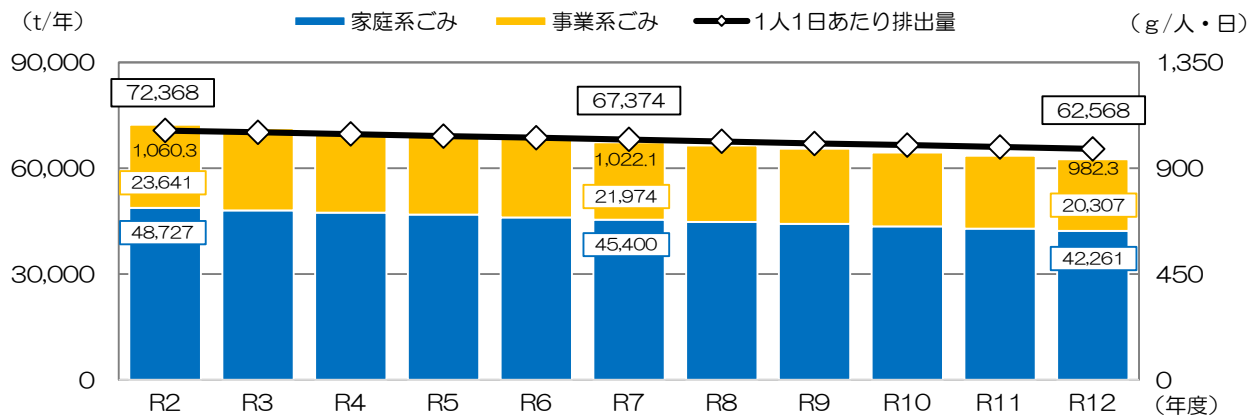


目標2 資源化率・・・令和12年度までに 23.0%以上

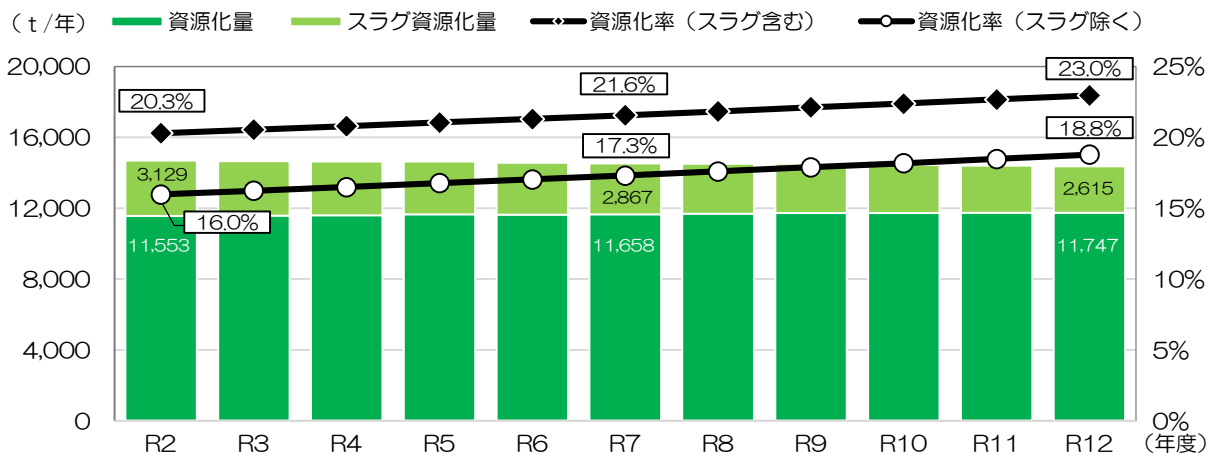


※ 焼却灰から生成される溶融スラグを含む値。

○ごみ総排出量目標値



○資源化率目標値



■基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制

市民・事業者・行政それぞれが主体となり、ごみを出さない意識や社会づくりを推進していくことが必要になります。本市は、この意識付けへの支援や動機付け、情報提供をしていくことにより、ごみを出さない社会の形成を図ります。

基本方針2 資源リサイクルの促進

資源化を促進するために、広報やホームページ、また、ごみ分別アプリなどの情報提供や、ごみへらし隊による啓発活動を通して、一人ひとりのごみの分別意識を高めます。

基本方針3 広域処理による効率的かつ安全・安心なごみ処理の推進

ごみの広域処理を行っている笛吹市・山梨市・甲州市や、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携を図り、安全・安心なごみ処理を実施します。

■市民・事業者・行政の役割

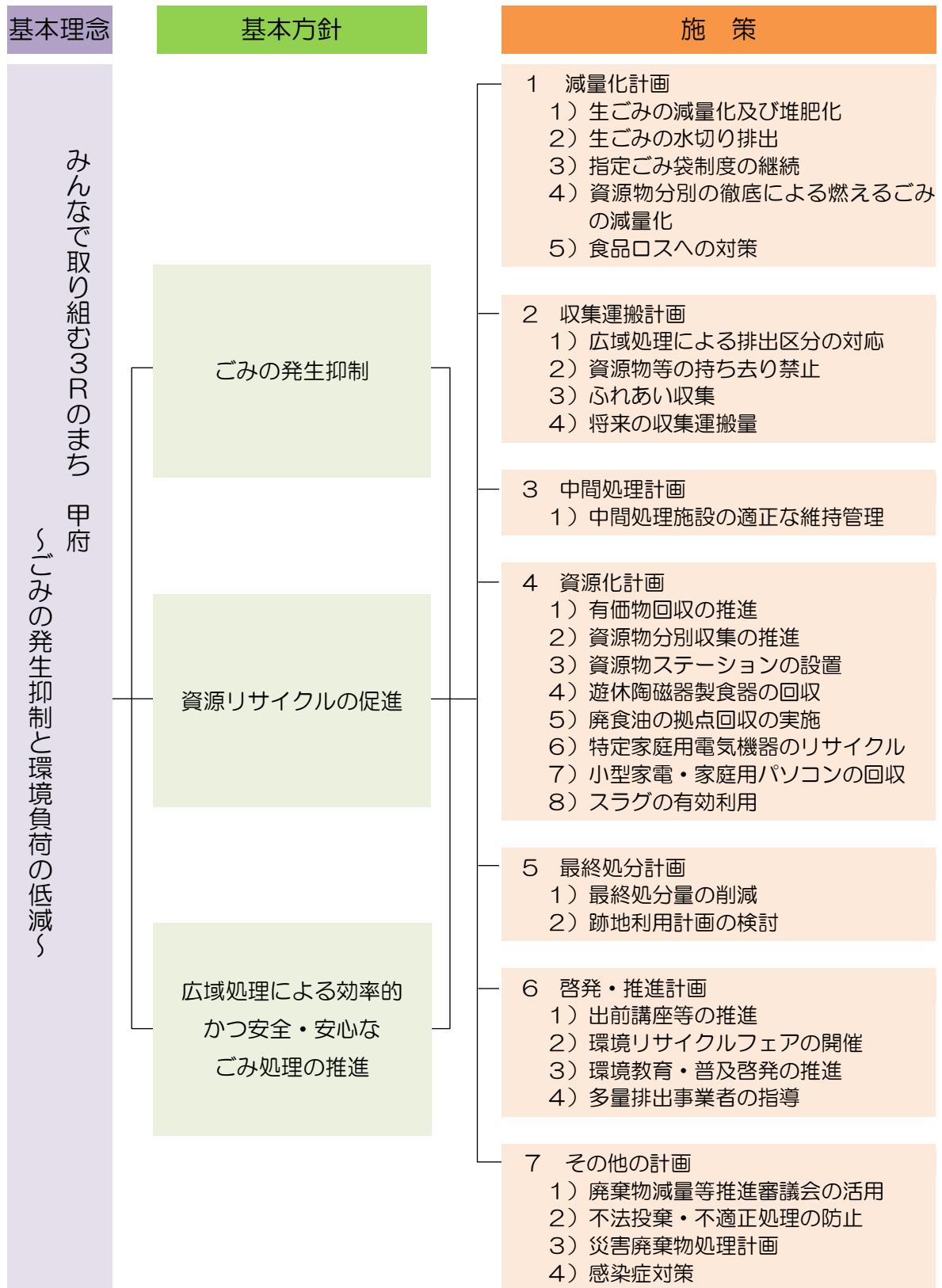
主 体	役 割
市 民	ごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制に配慮した消費行動やリサイクルの推進に努める。
事業者	ごみの発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努める。
行 政	ごみの発生抑制に係る市民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用など積極的に取り組むことにより、循環型社会の構築に努める。

■取り組みの例

市 民： マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減、ごみの排出ルールや資源物の分別の徹底

事業者： 発生源における排出抑制、リサイクル製品、エコ商品の開発、再生品の使用促進

行 政： 市民・事業者に対するごみの減量化・資源化推進に関する周知啓発、環境教育・環境学習の充実、効率的かつ安全・安心な収集等の実施、多量排出事業者に対する減量化指導の徹底、不法投棄防止対策の推進、ごみ減量に関する有効な施策の推進



3 生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状と評価

令和元年度末における生活排水処理率は 97.6 %です。過去5年間の実績においても上昇傾向にあることから、市内の生活排水処理が進んでいると評価できます。

生活排水処理基本計画

■基本理念

未来へつなぐ、美しい清流を育むまち 甲府

水環境への負荷を低減することは、自分たちの生活環境を豊かにするためだけでなく、下流部に位置する他市町への責任でもあり、わたしたちに課せられた務めであるといえます。

快適さを実感できる生活環境を創出し、誰もが住み続けたいと思える「自然と調和した持続可能なまち」を目指した基本理念を定めます。

■数値目標

年 度	現状（令和 1 年度）	目標値（令和 12 年度）
生活排水処理率	97.6 %	98.8 %

■基本方針

基本方針 1 施設整備の推進

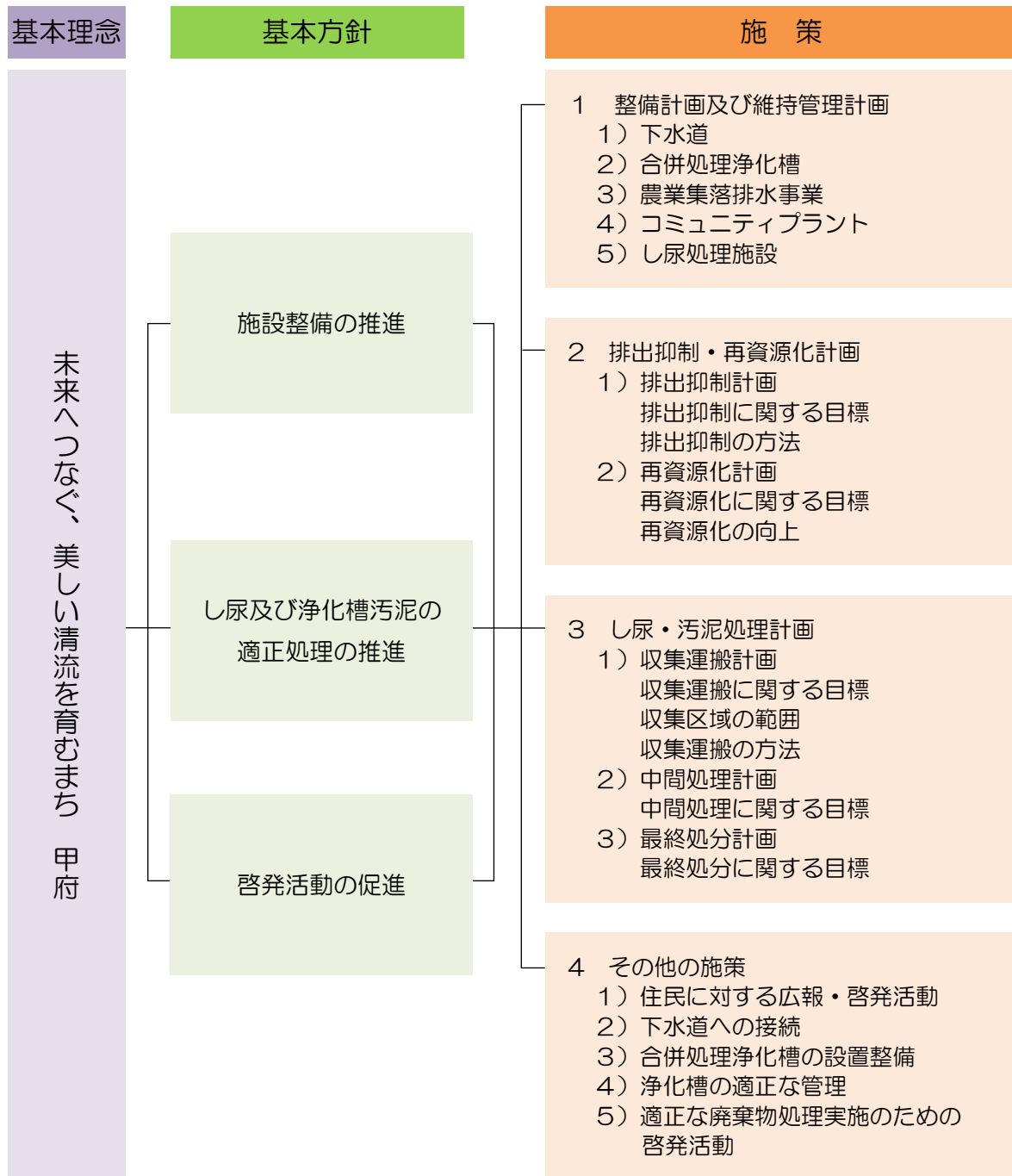
下水道整備や、合併処理浄化槽の設置補助等を継続します。

基本方針 2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

浄化槽の適正な維持管理を行うよう指導、啓発していくこととします。

基本方針 3 啓発活動の促進

下水道供用開始区域内においては下水道への接続を推進し、下水道接続率の更なる向上を図ります。また、単独処理浄化槽などの管理者に対して適正処理等を指導、啓発するとともに、水質浄化意識の高揚を促すものとしします。



甲府市一般廃棄物処理基本計画 - 概要版 -

令和3年3月

■ 編集・発行 ■

甲府市